

第6章 サークュラーエコノミー（循環経済）の実現に向けた目標・取組みの方向性

第1節 一般廃棄物の目標値（令和12年度）

- 県や市町村、事業者の排出抑制や資源化の取組みが今後も推進されるものとして、また、令和7年2月に変更された国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）を踏まえて目標の設定を行いました（表6-1-1）。
- 「ごみ総排出量」について、基本方針では、一般廃棄物の排出量を令和12年度に約3,700万トンとする目標（令和4年度比約9%削減）が設定されています。本県の目標値についても、基本方針と同様、令和5年度比9%削減した47万3千トン为目标とします。
- また、総排出量の目標値を達成するため、1人1日あたりの家庭系ごみ（資源ごみを除いた家庭から出るごみの量）の排出量を417グラムとして目標設定を行います。この目標を達成するためには、令和5年度から41グラム（1年に約8グラム）家庭系ごみの量を減らす必要があります。
- 「再生利用率」については、基本方針と同様、令和12年度において約26%と高い目標を掲げています。
- 「1人1日あたりのごみ焼却量（1人が1日に排出する一般廃棄物のうち、焼却処理される量）」について、基本方針では、令和12年度に580グラムとする目標（令和4年度比約15%削減）が設定されています。県は、基本方針と同様、令和5年度実績に対し、約15%削減した553グラムを目標とします。
- 「最終処分量」について、基本方針では、令和12年度に約320万トンとする目標（令和4年度比約5%削減）が設定されています。県は、基本方針と同様、令和5年度の実績に対し約5%削減した4万3千トン为目标とします。

【目標値設定の考え方】

- 国の基本方針において示された、数値目標に即して本県の目標値を定めます。

基本方針における 目標項目	令和4年度 実績	参考となる数値目標 令和12年度	令和4年度 比
排出量	4,000万トン	約3,700万トン	▲9%
再生利用量の 割合	20%	一般廃棄物の出口側 の循環利用率 約26%	+6%
最終処分量	340万トン	約320万トン	▲5%

表 6-1-1 熊本県の一般廃棄物の目標値（熊本県）

		令和 5 年度 (実績値)	令和 12 年度 (推計値)	令和 12 年度 (目標値)	令和 5 年度 比較
ごみ総排出量		520 千トン	493 千トン	473 千トン	▲9%
1 人 1 日 当たり排 出量		822 グラム	822 グラム	749 グラム	▲73 グラム
	生活系	564 グラム	564 グラム	514 グラム	▲50 グラム
	うち家庭系	458 グラム	458 グラム	417 グラム	▲41 グラム
	事業系	258 グラム	258 グラム	235 グラム	▲23 グラム
再生利用率		17.8%	17.4%	26%	+8.2%
1 人 1 日あたりの 焼却量		648 グラム	—	553 グラム	▲15%
最終処分量		45 千トン	43 千トン	43 千トン	▲5%

第 2 節 産業廃棄物の目標値（令和 12 年度）

- 排出事業者等の主体的な取組みが引き続き推進されるものとして、また、国の基本方針を踏まえて目標値を設定しました（表 6-2-1、表 6-2-2）。
- なお、今回の計画においても前計画に引き続き、①排出量が多いものの排出抑制が困難である動物のふん尿、②廃棄物分野からの施策が講じにくい火力発電所のばいじんを控除した産業廃棄物の目標値も併せて設定します。
- 「排出量」について、基本方針では、産業廃棄物の排出量を令和 12 年度に約 3 億 7 千 4 百万トンとする目標（令和 4 年度比約 1%上昇）が設定されています。

一方、県は、本県の特殊事情（近年の排出量増加率が国平均と比較し大きいことや半導体企業の進出や新たな工場の稼働に伴う、経済活動の活発化が予測されること）を踏まえ、令和 12 年度の推計値と同じ 766 万 1 千トン（令和 5 年度比約 2.7%上昇）を目標とします。

- 「再生利用率」について、基本方針では、令和 12 年度に約 37%とする目標（令和 4 年度比±0%）が設定されています。

県は、基本計画と同様、令和 5 年度の実績に対し、令和 12 年度において同様の約 53.2%を目標とします。

なお、第 3 章の表 3-1-8 に、産業廃棄物の種類別の再生利用率、「減量＋再生利用率」を記載しています。令和 5 年度の再生利用率は 53.2%ですが、汚泥など水分の多い種類では、再生利用率が見かけ上低くなっています。水分を減らすことによる減量化まで加味した「減量＋再生利用率」を見ると、98.6%と非常に高いことが分かります。

このことから、産業廃棄物については、再生利用はかなり進んでおり、現状以上に再生利用率を高めることは困難な状況です。

これからは、第4節取組みの方向性に記載しているとおり、サーキュラーエコノミーの取組を進め、水平リサイクル等、天然資源の代わりに循環資源を使用して製造するなど、再生利用の質を高め、天然資源の消費を減らすことで、経済の持続的な発展を目指す必要があります。

- 「最終処分量」について、基本方針では、令和12年度に780万トンとする目標（令和4年度比約10%削減）が設定されています。

県は、基本方針と同様、令和5年度の実績に対し令和12年において約10%減少の9万6千トンを目標とします。

【目標値設定の考え方】

- 国の基本方針において示された、数値目標に即して本県の目標値を定めます。

基本方針における 目標項目	令和4年度 実績	参考となる数値目標 令和12年度	令和4年度 比
排出量	3億7,000万トン	約3億7,400万トン	+1%
再生利用率の 割合	37%	37%	±0%
最終処分量	870万トン	約780万トン	▲10%

- ただし、前計画の考え方を引継ぎ、動物のふん尿及び火力発電所のばいじんは、発生抑制が困難又は廃棄物分野からの施策が講じることが難しいため、令和7年度における当該2種類は、将来推計の値で推移すると設定したうえで、動物のふん尿及び火力発電所のばいじん以外の産業廃棄物で全体目標が達成できるように目標値を設定する。

表 6-2-1 熊本県の産業廃棄物の目標値（動物のふん尿、火力発電所のばいじんを含む）

	令和5年度 (実績値)	令和12年度 (推計値)	令和12年度 (目標値)
排出量	7,460千トン	7,661千トン	7,661千トン
再生利用率	53.2%	52.7%	53.2%
最終処分量	107千トン	114千トン	96千トン

- 動物のふん尿、火力発電所のばいじんを含まない場合の目標値は、表 6-2-2 のとおりです。

表 6-2-2 熊本県の産業廃棄物の目標値（動物のふん尿、火力発電所のばいじんを含まない場合）

	令和 5 年度 （実績値）	令和 12 年度 （推計値）	令和 12 年度 （目標値）
排出量	4,119 千トン	4,438 千トン	4,438 千トン
再生利用率	49.8%	49.3%	50.1%
最終処分量	107 千トン	114 千トン	96 千トン

第3節 サークュラーエコノミー（循環経済）の実現に向けた目標値（令和12年度）

- サークュラーエコノミー（循環経済）の実現に向けた数値目標については、国の第5次循環型社会形成基本計画（以下、「循環基本計画」という。）を踏まえて目標の設定を行いました。
- 循環経済への移行により循環型社会を形成するためには、どの程度の資源を採取・消費・廃棄しているのかといった「もの」の流れ（物質フロー）の全体像を的確に把握し、循環性の向上及び天然資源利用の削減を図っていくことが必要であるため、物質フローの3つの断面である「入口」「循環」「出口」を代表する指標である「資源生産性」「循環利用率」「最終処分量」を、数値目標の指標として設定します。

※資源生産性＝県内総生産／天然資源投入量

より少ない天然資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているかを総合的に表す指標。

※出口側の循環利用率＝循環利用量／廃棄物等発生量

廃棄物等の発生量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す指標。第2章～第6章第2節までは「再生利用率」と表記。

なお、入口側の循環利用率＝循環利用量／（天然資源投入量＋循環利用量）は、経済社会に投入されるものの全体量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す指標です。この指標は、「資源生産性」「出口側の循環利用率」に使用したデータ（天然資源投入量、循環利用量）から算出し、数値目標は設定しませんが、本県における物資の循環性の参考指標として把握します。

- また、サーキュラーエコノミー（循環経済）を実現するために求められる県民の意識・行動変容の状況を図るため「サーキュラーエコノミー（循環経済）の認知度」「廃棄物の減量化や循環利用の意識」「3R行動に関する意識」を指標として設定します。

表 6-3-1 サークュラーエコノミー（循環経済）の実現に向けた目標値

指標	令和5年度 実績値	令和12年度 目標値	目標値の考え方
資源生産性	38 万円/トン	約 60 万円/トン	循環基本計画の目標値と同様
入口側の循環利用率	19.3%	—	
出口側の循環利用率 （産業廃棄物の再生利用率）	53.2%	約 53.2%	基本方針の考え方と同様（令和5年度比0%）
最終処分量	107 千トン	約 96 千トン	基本方針の削減率（▲10%）と同様
サーキュラーエコノミー（循環経済）の認知度	2.4%	約 90%	廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識の国目標値（90%）と同様

指標	令和5年度 実績値	令和12年度 目標値	目標値の考え方
廃棄物の減量化や循環利用の意識①（使用済みのリユース製品や再生原料を使用しているリサイクル製品を購入している）	10.5%	約90%	同上
廃棄物の減量化や循環利用の意識②（自転車シェアリングなどのシェアリングサービスを利用している）	1.6%	約90%	同上
リデュースの意識（物を大事に使い、修理などをしながら長持ちさせるようにしている）	58.3%	約90%	同上
リユースの意識（不要になったものは、捨てずにリサイクルショップで売買したり、フリーマーケットアプリで出品している）	22.7%	約90%	同上
リサイクルの意識（リサイクルしやすいように、資源として回収される容器類は洗ってから出している）	72.2%	約90%	同上

第4節 取組みの方向性

1 一般廃棄物に関する施策の概要

(1) 一般廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用・熱回収の推進

- 県内の一般廃棄物の状況を的確に把握するとともに、県民、事業者に対し、廃棄物の排出抑制等に関する取組みを推進します。
- レジ袋有料化を契機としたプラスチックごみの削減、食品廃棄物の減量化など、広く県民、事業者、行政などと連携し、家庭、地域社会、学校、職場などのあらゆる場における3Rの推進を図るため、市町村等への助言や啓発等を行います。
- 市町村に対し、1人1日当たりのごみ排出量の状況及び生活系・事業系の内訳を情報提供するとともに、特に排出量の多い市町村に対し廃棄物の排出抑制に向けた取組みを促します。
- 廃棄物の再使用・再生利用を推進するため、廃棄物の分別収集及びリサイクル用途の周知啓発を行うなど、住民の分別意識の向上につながる取組みを市町村に促します。
- 廃棄物の分別収集を徹底するとともに、リサイクルが困難な場合も、廃棄物発電等の熱回収、生ごみ等からのバイオガス発電等の推進を図るため、市町村等への助言や技術的支援等を行います。
- 循環型社会形成に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ各種リサイクル法に基づく取組みが進むよう、普及啓発や関係者間の調整に努めます。
- 食べきり、使い切りなどにより家庭での食品ロスを減らし、生活系ごみの大きな割合を占める食品廃棄物の削減を図ります。
- 国のプラスチック資源循環施策等を踏まえ、プラスチック使用製品ごみ等のリサイクルが進むよう市町村における分別回収等の取組みを県の補助事業等により支援します。
- その他の資源化可能な一般廃棄物（食品ごみ、小型家電、剪定枝、使用済紙おむつ等）についても、リサイクルが進むよう市町村における分別回収等の取組みを県の補助事業等により支援します。
- プラスチックなどの水平リサイクル推進に向けて、複合素材の重層（例：容器の包装（プラスチック＋アルミ））の見直しなど、メーカーによる環境配慮設計について県の補助事業等により支援します。
- 海洋プラスチックごみ削減に向け、普及啓発を通して幅広く県民の理解と協力を得ながら「回収」「排出処理」「リサイクル」を推進します。

また、関係機関と連携した陸域・海域における排出抑制・回収の取組を進めるとともに、県民及び商工・農業・漁業団体への啓発を行います。

- 資源化可能な一般廃棄物の分別回収を徹底・拡充することにより、更なる最終処分量の減量化を図っていきます。
- 市町村が廃棄物処理施設を整備する際の「循環型社会形成推進地域計画」及び「長寿命化計画」の策定を支援し、エネルギー回収効率を高めたごみ焼却施設の整備を推進します。

(2) 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理

- 「熊本県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画」に基づき、市町村によるごみ焼却施設等の集約化や広域的処理に向けた取組みを支援します。
- 市町村が廃棄物処理施設を整備する際の「長寿命化計画」の策定や「熊本県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画」に基づく施設の統合の推進並びに既存施設の有効利用を支援します。
- 「熊本県防災計画」との整合性を取りつつ、平時から市町村や関係団体との連携や研修を行い、必要に応じて災害時における広域的な調整を行います。
- 市町村の災害廃棄物処理計画の見直しを支援し、仮置場の適正な設置検討を支援します。
- 市町村が廃棄物処理施設を整備する際の「循環型社会形成推進地域計画」の策定を支援し、発電や熱利用等、環境に配慮した施設整備を推進します。

(3) 一般廃棄物の適正処理

- リチウムイオン電池使用製品混入による発火や火災を防ぐため、市町村による住民への危険性や排出方法の周知及び回収体制の構築等に向けた取組みを支援します。併せて、国に対する必要な措置の要望も行っていきます。
- 環境中に水銀が飛散・流出しないよう分別収集・運搬について、水銀含有廃棄物の適正な処理を推進します。
- 効率的な手法による未普及対策の早期概成及び持続可能な維持管理を基本とする「生活排水処理構想」に基づく対策を継続して実施します。
- 下水道等への接続率の向上、合併処理浄化槽への転換及び浄化槽の適正な維持管理などの普及啓発に取り組めます。
- 公共関与管理型最終処分場（エコアくまもと）の今後の運営については、産業廃棄物や災害廃棄物の受入だけでなく、最終処分場が確保できない等のやむを得ない理由により、自治体による一般廃棄物の最終処分が困難となっている場合においても、その適正処理を担うことで、熊本県の最終的な廃棄物適正処理に寄与する施設としての役割も担っていきます。

2 産業廃棄物に関する施策の概要

(1) 産業廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用・熱回収の推進

- 事業所での廃棄物の減量化・リサイクル等を促進するため情報収集を行うとともに、事業者に対し、これら情報の横展開を含め、排出抑制・再生利用に関して積極的に情報を提供します。
- 特に世界トップクラスの半導体企業における資源循環の取組みについて情報収集し、サプライチェーンを含めた他の企業に横展開を図ります。
- 県内で発生するプラスチックごみ等を 100%リサイクルできる体制整備を目指し、リサイクル施設の整備やリサイクル製品の研究・開発の支援等に取り組むとともに、優良な処理業者の育成を推進します。
- プラスチックなどの水平リサイクル推進に向けて、複合素材の重層（例：容器の包装（プラスチック＋アルミ））の見直しなど、メーカーによる環境配慮設計について県の補助事業等により支援します。（再掲）
- リサイクルしやすい素材や代替素材の利用を促進するとともに、リサイクル製品の認証制度等の支援策について更なる周知を図ります。
- プラスチックごみ等を確実にリサイクルできる体制整備として以下の取組みを進めます。
 - ・ 各種支援制度や活用可能な補助金について整理し事業者提供します。
 - ・ 県内の廃棄物処理事業者、リユース・リサイクル事業者の指導・育成を推進します。
 - ・ 学術、研究機関と連携し、リサイクル施設の整備やリサイクル製品の研究・開発の支援等を行います。
 - ・ 製造事業者等による再生プラスチックやバイオプラスチックの利用、小売事業者等による容器包装やレジ袋の削減や食品容器等の店頭回収、排出事業者による排出の抑制について周知啓発します。
 - ・ 廃棄物処理業者と製造事業所のマッチング（動静脈連携）を支援します。
 - ・ マテリアルリサイクルは困難な場合でも、RPF等の燃料化により確実にリサイクルできる処理体制を推進します。（RPF：Refuse Paper&Plastic Fuel 古紙及び廃プラスチック類を主原料とした固形燃料）
 - ・ 県の廃棄物処理計画におけるサーキュラーエコノミーの取組みに沿った動静脈連携の民間事業者の事業構想については、広域的な回収、収集運搬、保管、リサイクルに関する廃棄物処理法等の法令の仕組みを最大限活用・運用すると共に、県指導要綱を柔軟に運用、必要に応じて見直すなどにより、県として事業を支援します。

（2）産業廃棄物の適正処理

- 太陽光パネル等の廃棄物については、国が定めるリサイクル制度を踏まえ、県内における適正なリユース及びリサイクル体制等の構築を促進します。
- 放置された太陽光パネルが発生しないよう、F I Tの買取期間終了までの期間を有効活用し、撤去資金を「貯める」、そしてF I T期間終了後も「使う」、撤去時には「リサイクル」をするという「太陽光F I T後放置ゼロ」の取組みを各関係者や市町村と連携しながら進めます。
- 最終処分については、公共関与管理型最終処分場「エコアくまもと」等の既存施設の活用による長期的、安定的な処理体制の維持に努めます。
- 産業廃棄物税を活用し、管理型最終処分場の周辺施設整備の促進や既存最終処分場の理解促進に係る周辺環境調査等を支援します。また、排出事業者及び処理業者等が行う適正処理の研究・技術開発を支援します。
- 産業廃棄物処理の透明性の確保のため、県産業資源循環協会などと連携しながら、研修会等様々な機会を捉え、電子マニフェスト制度のメリット等について周知し、電子マニフェストの更なる普及を推進します。
- 処理業者による適正処理を推進するため、立入検査を行い、指導を徹底します。
- 産業廃棄物の適正処理促進のため、研修会等様々な機会を捉え、優良産廃業者認定制度について周知し、排出事業者に対する普及啓発を推進することで、認定取得業者の増加を図ります。
- 「熊本県産業廃棄物指導要綱」に基づく事前協議指導により、区域外から搬入される産業廃棄物の種類や量等を把握し、適正処理の確保を進めます。更にできるだけ県内処理ができるよう、優良な処理業者の育成や処理体制の確保などを進める必要があります。
- 廃棄物の適正処理は、県民生活・経済の安定確保に不可欠な業務です。新興感染症が発生した場合等においても、事業を継続することができるよう適切な処理体制の確保を指導します。
- P C B廃棄物については、所有する事業者に対し、適正な保管・処理をするよう指導を行うとともに、その対応状況を適時確認します。
- 水銀含有廃棄物の適正処理について、許可業者に対し、継続的な監視、指導を行います。
- 混合廃棄物の取り扱いに関しては、分別可能なものは排出事業者で分別したうえで、適切にマニフェストを使用することを指導・助言します。
- 公共関与管理型最終処分場（エコアくまもと）の今後の運営については、産業廃棄物や災害廃棄物の受入だけでなく、最終処分場が確保できない等のやむを得ない理由により、自治体による一般廃棄物の最終処分が困難となっている場

合においても、その適正処理を担うことで、熊本県の最終的な廃棄物適正処理に寄与する施設としての役割も担っていきます。（再掲）

(3) 不法投棄の未然防止対策強化及び原状回復

- 不法投棄防止対策の強化のため、監視カメラの設置や関係団体との連携等により、監視体制及び通報体制の充実に努めるとともに、現状回復等、発生後の速やかな対応を図ります。

3 サークュラーエコノミー（循環経済）の実現における施策の概要

(1) 生産段階

- 循環資源、再生可能資源の活用や拡大生産者責任を踏まえた、環境配慮設計の重要性について、積極的に情報発信を行います。
- 製品製造段階での減量化や再生材の積極的な利用は資源投入量や廃棄物発生量の抑制につながることや、原材料素材の表示、解体しやすい設計により、効率的なリユース・リサイクルが可能となることについて、各種媒体を使用し情報発信します。
- リユース・リサイクルが進むためには、環境配慮設計の国における推進が必要となるため、更なる推進について、国への要望を行います。
- 循環資源や再生可能資源が活用されるよう関係者間で連携する以下の取組みを進めます。
 - ・ サークュラーエコノミーの周知と事業者の具体的で積極的な取組みをサポートするため、「サーキュラーエコノミー相談・マッチング支援員制度」を令和7年度から開始しています。
 - ・ 研究機関や地域金融機関と連携し、地域の循環資源等の活用に資するような知見を事業者に提供します。
 - ・ 動脈産業と静脈産業の事業者や研究機関等が交流、意見交換する場を作ります。
 - ・ 国が進めているサーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームに関する情報提供を行い、参加を促します。
- 拡大生産者責任を踏まえた、環境配慮設計等に対する支援を行うため、環境配慮設計の研究支援を行うとともに、環境配慮設計を認証し、PRを行います。

(2) 流通・サービス段階

- モノの点検・リペア・交換やシェアリング等を行う新たなビジネスに対する以下の支援を行います。
 - ・ サークュラーエコノミーの実現に資するリペア、シェアリング、サブスクリ

プシオン等の新たなビジネスモデルを県で認証し、PRを行います。

- ・ これらビジネスモデルの事業立上げへの補助事業を行います。
- 素材、再生材含有率、CO₂情報、環境負荷、耐久性等製品の循環性等に関する情報がサプライチェーン全体で共有されるデジタル製品パスポート（DPP）の将来的な導入が国で検討されています。この動きを視野に入れた製品履歴を見える化するアプリの開発など、サーキュラーエコノミーの促進につながるソフトウェアの開発事業についても補助事業により支援します。
- 循環資源や再生可能資源が活用されるよう関係者間で連携する以下の取組みを進めます。（再掲）
 - ・ サークュラーエコノミーの周知と事業者の具体的で積極的な取組みをサポートするため、「サーキュラーエコノミー相談・マッチング支援員制度」を令和7年度から開始しています。
 - ・ 研究機関や地域金融機関と連携し、地域の循環資源等の活用に資するような知見を事業者を提供します。（再掲）
 - ・ 動脈産業と静脈産業の事業者や研究機関等が交流、意見交換する場を作ります。
 - ・ 国が進めているサーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームに関する情報提供を行い、参加を促します。
- 衣類などの消費者が直接関わる市場に流通している商品のリサイクルに関する情報について、県民に適時情報提供し、これら商品への消費者の環境面での意識の醸成を図ります。

(3) 使用段階

- 県民に対し、より環境負荷の少ないライフスタイルに積極的に取り組んでいく意識を醸成するため、以下の取組みを行います。
 - ・ ごみを発生させないため、サブスクリプション・シェアリングサービスの利用、リユース品、リサイクル製品等の積極的な利用の重要性や意識せず実践しているサブスクリプションの利用等がサーキュラーエコノミーの推進に紐づく行動であることを、事業者やNPO・NGOと連携して効果的に情報発信し、県民の積極的な取組みや気づきを促します。
 - ・ 譲渡する前提でモノを購入し、大事に使用するなど、環境等に配慮した消費行動であるエシカル消費（倫理的消費）を促します。
 - ・ 工業連合会、商工組合などの事業者団体へのサーキュラーエコノミーの普及啓発を進め、将来的にこれら団体が自主的にサーキュラーエコノミーの普及啓発、実践に取り組んでもらうようにします。
- より多くの使用済製品が県内で循環されるよう、リユースの裾野を拡大するため、以下の取組みを行います。

- ・ 民間事業者等と連携し、県民に対して、リユース製品のメリット等（暮らしが豊かになる、物価高騰対策になる）を分かりやすく周知します。
 - ・ リユースの意義等を理解し、自らリユースを体験するため、小中学生等の若年層を対象とした環境教育・普及活動を推進し、環境問題への共通理解や参加意欲の高揚に努めます。
 - ・ 消費者団体や業界団体とも連携を図りつつ、家庭、地域社会、職場などにおける環境教育・環境学習を推進します。
 - ・ 公共関与型最終処分場「エコアくまもと」において、循環型社会の形成のための環境教育・環境学習に熊本県環境センター等と連携して取組みます。
- 循環資源や再生可能資源を用いた製品の選択を推進するため以下の取組みを行います。
- ・ 県としてグリーン購入などを通じてリサイクル製品のみならず、リユース品も含めた優先的な調達など、循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。
 - ・ 市町村に対して同様の率先行動を求めるとともに、県内事業者等に対しても取組みを依頼します。

(4) 廃棄段階

- 廃棄物の分別収集を徹底するとともに、リサイクルが困難な場合も、廃棄物発電等の熱回収、生ごみ等からのバイオガス発電等の推進を図るため、市町村等への助言や技術的支援等を行います。（再掲）
- 市町村における分別回収の取組みについて支援を行います。
- 食品廃棄物の利活用を推進するため、以下の取組みを行います。
- ・ 食品関連事業者と連携し食品ロスの削減について情報発信を行います。
 - ・ 食品関連事業者とリサイクル事業者が交流、意見交換する場を作ります。
 - ・ 食品循環資源の肥飼料化やメタン発酵によるバイオガス発電等の取組みを支援します。
- 県内で発生する廃棄物を確実にリサイクルできる体制整備を目指し、以下の取組みを行います。
- ・ 各種支援制度や活用可能な補助金について整理し事業者を提供します。（再掲）
 - ・ 県内の廃棄物処理事業者、リユース・リサイクル事業者の指導・育成を推進します。（再掲）
 - ・ 学術、研究機関と連携し、リサイクル施設の整備やリサイクル製品の研究・開発の支援等に取り組みます。（再掲）
 - ・ 製造事業者等による再生プラスチックやバイオプラスチックの利用、小売

事業者等による容器包装、レジ袋の削減や食品容器等の店頭回収、排出事業者による排出の抑制について周知啓発を行います。（再掲）

- ・ 廃棄物について、廃棄物処理業者と製造事業所のマッチング（動静脈連携）を支援するため、「サーキュラーエコノミー相談・マッチング支援員制度」の取組みを進めます。
 - ・ 県の廃棄物処理計画におけるサーキュラーエコノミーの取組みに沿った動静脈連携の民間事業者の事業構想については、広域的な回収、収集運搬、保管、リサイクルに関する廃棄物処理法等の法令の仕組みを最大限活用・運用すると共に、県指導要綱を柔軟に運用、必要に応じて見直すなどにより、県として、事業を支援します。（再掲）
- より多くの使用済製品が県内で循環されるよう、リユースの裾野を拡大するため、以下の取組みを行います。
- ・ 一般家庭等の粗大ごみについて、リユースするスキーム（回収方法、回収品のネット等による情報共有、リサイクルとの連動等を含む）を市町村や事業者と連携して構築するなど、市町村に対し、回収した使用済製品を民間事業者等と連携して、流通させる取組みを促します。
- 廃棄物処理業界の課題となっている人材不足への対応として、若者を中心とした一般の方々向けに、様々な周知媒体あるいはセミナーなどにより、国家戦略に掲げられているサーキュラーエコノミーにおいて、循環資材の供給の役割を期待されているなど、この業界の将来性、魅力を積極的に周知することで、この業界を目指す人材の確保につなげます。

(5) 熊本県の特性を活かした姿

- 地域の資源循環に加えて、脱炭素社会の実現に向けた取組として、バイオマス資源を最大活用し、化石燃料の使用抑制等を通じた環境負荷の軽減を図ります。また高純度BDF（Bio Diesel Fuel：バイオディーゼル燃料）の普及とともに原料となる廃食油の回収を促進します。
- 研究機関や地域金融機関と連携し、地域の循環資源等の活用に資するような知見を事業者を提供します。（再掲）
- 学術、研究機関と連携し、バイオマス資源の利活用に関する研究・開発の支援等に取り組めます。
- 未利用資源のメタン発酵によるバイオガス発電等の取組みを支援します。
- 公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における木材の利用を促進し、森林資源の循環的な利用を推進します。
- 公共建築物等における木材利用に率先して取組みます。

- 民間建築物における木材の利用が促進されるよう、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取り組めます。
- 建築物における木材の利用の促進の意義等について県民に分かりやすく周知します。
- 堆肥の広域流通の推進のため、以下の取組みを行います。
 - ・ 良質堆肥の生産に向けた堆肥の品質向上研修会や堆肥共励会を開催します。
 - ・ 耕種農家と畜産農家のマッチングを支援します。
 - ・ 堆肥の製造技術に長けた堆肥生産者を「たい肥の達人」として協議会が認定します。
 - ・ 堆肥の保管施設やペレット化設備等の導入を補助します。
 - ・ 品質が認められた堆肥を県がリサイクル認証制度により認証し、PRします。
 - ・ 民間事業者による海外への堆肥輸出の事例もあることを踏まえ、県内事業者の同様の取組みを支援していくことで、持続可能な窒素・リン管理の取組みを推進します。
- 食品残さを飼料として利用するエコフィード利用促進に向けた取組みとして、食品残さが発生する飲食店や食品製造業などと畜産農家をつなぐネットワーク作りに取り組めます。
- 半導体企業の資源循環の取組みについて可能な範囲で情報収集し、他の企業に横展開を図ることで、生産・流通・使用・廃棄の各段階で世界トップクラスの資源循環を目指します。

第5節 計画の推進体制・進行管理

1 推進体制

本計画の推進に当たっては、庁内関係部局が連携して本県の循環型社会の形成に向けた施策を総合的に推進します。

2 計画期間中の集中的取組み

第4節に挙げた取組の方向性は、サーキュラーエコノミー（循環経済）の実現に向け、継続的に取組を進めて行きますが、今後5年間の本計画期間中、現在直面している課題の解決に向けて、以下の事項について、特に集中的に取組むこととします。

【一般廃棄物に関する集中的取組】

- 食品廃棄物のリサイクルが進むよう市町村における分別回収等の取組みを支援するとともに、生ごみ等からの堆肥化、バイオガス発電等の取組を推進します。
- 国のプラスチック資源循環施策等を踏まえ、プラスチック使用製品ごみ等のリサイクルが進むよう市町村における分別回収等の取組みを支援します。
- リチウムイオン電池使用製品混入による発火や火災を防ぐため、市町村による住民への危険性や排出方法の周知及び回収体制の構築等に向けた取組みを支援します。併せて、国に対する必要な措置の要望も行っていきます。（再掲）
- 「熊本県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画」に基づき、市町村によるごみ焼却施設等の集約化や広域的处理に向けた取組みを支援します。

【産業廃棄物に関する集中的取組】

- 水平リサイクル推進に向けて、メーカーによる環境配慮設計について県補助事業等により支援します。
- 太陽光パネル等の廃棄物については、国が定めるリサイクル制度を踏まえ、県内における適正なリユース及びリサイクル体制等の構築を促進するとともに、放置された太陽光パネルの発生防止に向けた「太陽光F I T後放置ゼロ」の取組みを、各関係者や市町村と連携しながら進めます。

【サーキュラーエコノミー（循環経済）の実現に関する集中的取組】

サーキュラーエコノミー（循環経済）の実現に向け、上記の一般廃棄物、産業廃棄物に関する取組に加えて、取組の効果が期待される次の分野について、事業者に向けた支援を含む以下の集中的な取り組みを行います。

＜事業者支援＞

- 環境配慮設計等に対する支援を行うため、環境配慮設計の研究支援を行うとともに、環境配慮設計を認証し、PRを行います。
- モノの点検、リペア、交換やシェアリング等を行う新たなビジネスに対する以下の支援を行います。
 - ・ サークュラーエコノミーの実現に資するリペア、シェアリング、サブスクリプション等の新たなビジネスモデルを県で認証し、PRを行います。
 - ・ これらビジネスモデルの事業立上げへの補助事業を行います。
 - ・ サークュラーエコノミーの促進につながるソフトウェアの開発事業についても補助事業により支援します。
- 廃棄物処理業者と製造事業所のマッチング（動静脈連携）を支援するため、「サーキュラーエコノミー相談・マッチング支援員制度」等の取組みを進めます。
- 動静脈連携の民間事業者の事業構想については、広域的な回収、収集運搬、保管、リサイクルに関する廃棄物処理法等の法令の仕組みを最大限活用・運用すると共に、県指導要綱を柔軟に運用、必要に応じて見直すなどにより、県として事業を支援します。

＜事業者支援以外の取組＞

- ごみを発生させないため、サブスクリプション・シェアリングサービスの利用、リユース品、リサイクル製品等の積極的な利用の重要性について、事業者やNPO・NGOと連携して効果的に情報発信し、県民の積極的な取組みを促します。
- 県としてグリーン購入などを通じてリサイクル製品のみならず、リユース品も含めた優先的な調達など、循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。
- 研究機関や地域金融機関と連携し、地域の循環資源等の活用に資するような知見を事業者に提供します。
- 地域の資源循環に加えて、脱炭素社会の実現に向けた取組として、バイオマス資源を最大活用し、化石燃料の使用抑制等を通じた環境負荷の軽減を図ります。

3 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、廃棄物の排出量、再生利用量、最終処分量等や、サーキュラーエコノミーに関する施策・実施の状況について把握するとともに、その結果を広く県民に情報提供します。